

No. 8

市町村名	担当部課名	T E L	直通・内線	F A X
碧南市	経済環境部 環境課	0566-95-9899	直 通	0566-48-2940
住 所	〒447-8601 碧南市松本町28		担当者氏名	鈴木 ゆかり
U R L	http://www.city.hekinan.aichi.jp/	E-mail	kankyoka@city.hekinan.lg.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	浄化槽への転換	浄化槽への転換の際 みなし浄化槽または 汲取り便槽を撤去 する場合	高度処理型浄化槽の 設置または 高度処理型浄化槽へ の転換	高度処理型浄化槽へ の転換の際 みなし浄化槽または 汲取り便槽を撤去 する場合
5人槽	332,000	422,000	444,000	534,000
6~7人槽	414,000	504,000	486,000	576,000
8~10人槽	548,000	638,000	576,000	666,000

※各人槽ごとに上記の額を限度とし、設置費用の4割相当分を補助する

※転換に際し、みなし浄化槽または汲取り便槽を撤去する場合は、撤去費の4割相当分（上限9万円）を補助する

(2) [2019年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11~50人槽	合 計
9	8	2		19

前年度実績基数（12基）

(3) [補助対象地域]

碧南市公共下水道認可区域又は衣浦東部流域下水道事業認可区域以外の区域

(4) [特定地域の有無] 有 油ヶ淵流域区分の区域

(5) [補助対象条件]

- ①主に居住の用に供する建物又は延床面積の1/2以上を居住の用に供する建物
- ②10人槽以下で小型の放流水の総窒素濃度が15mg/l 以下又は総磷濃度1mg/l 以下の機能を有する高度処理型浄化槽を設置または汲取り便槽やみなし浄化槽から浄化槽へ転換する個人

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けずに浄化槽又は変則浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- ③市町民税を滞納している者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第3項の規定による建築確認書の写し
- ②浄化槽設置場所の案内図
- ③住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ④浄化槽設置工事見積書の写し
- ⑤浄化槽設備士免状の写し
- ⑥全国浄化槽推進市町村協議会による登録証の写し
- ⑦全国浄化槽推進市町村協議会からの登録浄化槽管理票（C票）
- ⑧一般社団法人愛知県浄化槽協会による保証登録証
- ⑨浄化槽配置図、配管図
- ⑩浄化槽設置工事の請負契約書の写し
- ⑪一般財団法人日本建築センターの型式適合認定書並びにその別添仕様書及び図面
- ⑫高度処理型浄化槽を設置する場合は、一般財団法人日本建築センターの認定書の写し
- ⑬みなし浄化槽から浄化槽へ転換を行う場合は、転換申請書
- ⑭市町民税を滞納していないことを証する書類
- ⑮その他市長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

・提出期限：当該年度の3月末日まで

- ①県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者及び市長の許可を受けた浄化槽清掃業者との業務委託契約

書の写し

- ②浄化槽法第7条及び11条に規定する法定検査の依頼書（市町村用）
- ③浄化槽使用開始報告書または浄化槽工事完了報告書の写し
- ④浄化槽使用廃止届出書の写し（既設浄化槽の撤去を伴う場合に限る）
- ⑤既存汲取り便槽又は既存みなし便槽の最終清掃実施記録の写し（撤去費の補助を受ける場合に限る）
- ⑥工事施工写真及び工事領収書の写し
- ⑦当該工事を担当した浄化槽設備士の確認済チェックリスト
 - ※工事施工写真は設備士、基礎工事、据付工事、かさ上げ、スラブ、ブローア
転換を伴う場合、みなし浄化槽等の転換作業工程がわかるもの

(9) 【 その他 】

- ①交付決定通知を受ける前に浄化槽工事を着工されている場合は補助の対象にならない
- ②実績報告までに居住し、浄化槽をしている状態でない場合は補助の対象にならない
- ③みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ④既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯蓄槽など）に工事費用の2/3（7万5千円まで）の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください